

国土交通大臣登録講習
2020年「登録切断穿孔基幹技能者講習」
受講申込要領

■講習開催日：2020年9月5日（土）・6日（日）

■募集定員：80名

■受付期間：2020年3月2日（月）～2020年8月14日（金）

（締め切り2020年8月14日の消印があるものまで有効）

ダイヤモンド工事業協同組合では、国土交通大臣の登録講習として、次のとおり2020年の「登録切断穿孔基幹技能者講習」を開催いたします。この「受講申込要領」をよく読まれた上でお申込みください。

（注）先着順にて受付いたします。申込者が定員を超えたときは、受講できない場合がありますので、予めご了承ください。

2020年3月

ダイヤモンド工事業協同組合(DCA)

ダイヤモンド工事業協同組合

〒108-0014 東京都港区芝5丁目13番16号 三田文銭堂ビル2階

TEL：03-3454-6990 FAX：03-3454-6991

URL：<http://www.dca.or.jp>

「登録切断穿孔基幹技能者講習」とは

1. 「登録切断穿孔基幹技能者講習」制度について

本講習は、建設業法施行規則第18条3の6の規定に基づき「登録切断穿孔基幹技能者」の登録評価を行うための講習です。

ダイヤモンド工事業協同組合は、平成19年度まで国土交通省の提唱する「基幹技能者の確保・育成・活用に関する基本方針」に基づき技能開発計画を策定してまいりました。

その後、平成20年1月31日に国土交通省令第3号建設業法施行規則の一部を改正され基幹技能者制度は、国土交通大臣の登録講習制度として位置づけられ、国土交通大臣より登録を受けた機関が実施する登録基幹技能者講習の修了者は、国土交通省による経営事項審査で加点評価されます。

当組合は、基幹技能者講習を運営実施する団体として平成20年12月12日に第17号として登録されました。

このような状況を踏まえ、当組合では講習事務規程や講習内容等を充実させ、ここに平成21年より「登録切断穿孔基幹技能者講習」として実施することとなりました。

2. 登録切断穿孔基幹技能者の位置づけ

建設現場において技能者の果たす役割は極めて重要であり、特に近年においては、熟達した直接施工能力はもとより、段取り・取りまとめといった作業管理や現場管理技術者との連絡・調整・提案業務を担い、部下の指導育成にあたる上級職長、すなわち登録基幹技能者の存在が強く求められ、国土交通省では、建設生産において登録基幹技能者を**専門工事業における主任技術者の中核的役割を担うもの**として位置づけ、制度の推進を図るとともに、**基幹技能者制度推進協議会**を設立してその活用を図っています。

登録切断穿孔基幹技能者には下記のような役割が期待され、**切断穿孔の最高資格者として位置づけ**ています。

- ①技術者に対する現場の状況に応じた施工方法等の提案、連絡・調整
- ②前工程・後工程に配慮した他業種の登録基幹技能者（職長等）との連絡・調整
- ③作業を効率的に行うための技能者の適正配置、作業手順・作業方法の構成
- ④切断穿孔工事の品質・安全・工程管理等に係わる作業管理、現場技能者に対する施工の指示・指導

3. 登録切断穿孔基幹技能者講習修了証の更新

登録切断穿孔基幹技能者講習修了証の**有効期限は、5年間**です。

修了証の有効期限を迎える登録切断穿孔基幹技能者は、修了証の更新手続きを行い、修了証を更新しなければ、有効期限後は経営事項審査において加点評価の対象となる有資格者ではなくなります。更新時期になりましたら、**事務局より更新手続きの案内を行う予定**です。修了証の更新をせず有効期限を過ぎた場合には、修了証の更新ができなくなりますのでご注意ください。

I 開催要項

1. 開催日程

(1) 開催日

2020年9月5日(土)、6日(日)

(2) 講習会場

東急コミュニティー技術研修センター NOTIA

東京都目黒区上目黒3丁目9番1号

TEL03-3454-6990 ※受講当日の緊急連絡先です。

(3) 受講受付期間及び受講者の定員

2020年3月2日(月)から2020年8月14日(金)までとする。

定員 80名(申し込み順)

2. 受講資格

「登録切断穿孔基幹技能者講習」(以下「登録講習」)の受講資格は、下記の示す2つの条件を全て満たしている者とする。

(1) 切断穿孔工事の施工現場において10年以上の実務経験を有し、かつ、その内3年以上の職長・安全衛生責任者経験を有すること(注)本受講申込要項4頁(4)参照

(2) 厚生労働省認定コンクリート等切断穿孔技能審査の資格(「切断」又は「穿孔」のいずれか)を有すること

3. 講習内容および時間割

(1) 使用テキスト(講習会場にて当日配布)

- ・登録基幹技能者共通テキスト
- ・登録切断穿孔基幹技能者専門テキスト

(2) 講義

1日目	受付	8:00~	8:30
	講義	8:50~	16:20
2日目	受付	8:00~	8:20
	講義	8:20~	14:40
	試験	15:10~	16:40

- ・登録基幹技能者のあり方（90分）
 - ・実務に役立つ話し方、OJT教育（90分）
 - ・登録基幹技能者関係法規（60分）
 - ・建設工事の施工管理技術上の管理に関する科目（480分）
（施工管理・工程管理・資材管理・原価管理・品質管理・安全管理・工事検査）
- 講習時間合計 720分（12時間）

(3) 講習考査試験

- ・4者択一25問（合格基準を60点以上とする）

(4) 講習に持参する物

- ・受講票、筆記用具（鉛筆・消しゴム）

(5) 注意事項

原則として**遅刻、早退は認められない。**

登録講習の受講において遅刻、早退があった場合には講習考査試験の受験が認められないことがあります。

II 申込要項

受講するためには、「登録切断穿孔基幹技能者講習委員会」において受講申込書と添付書類を審査し、受講資格が認められた者とする。

1. 必要書類

(1) 2020年「登録切断穿孔基幹技能者講習」受講申込書

必要箇所に記載、捺印、顔写真の貼付け

受講手数料振込証明書のコピーを受講申込書の所定の欄に貼付

(2) 住民票（抄本）（提出日よりさかのぼり、3ヶ月以内のものとする）

(3) 実務経験証明書（様式—1）（**記載例参照**）

「**証明者**」は、受講申込者が従業員の場合は、事業主。ただし、事業主が証明できない場合は、当該経験を証明できる立場の者の証明書とし、受講者本人が事業主の場合は、記載事実に相違のない旨、**本人用誓約書（様式—2）**に必ず**署名と捺印**をすること。

（注）必ず証明者の会社印と役職印が必要。

- ①当該申請者が事業主の場合は、記載事実に相違のない旨の誓約（様式—2）を求める
 - ②職長経験については、事業主が証明したもの
- (4) **労働安全衛生法第60条による職長・安全衛生責任者教育の修了証の写し**、または、事業主以外の元請の建設業者による**証明書類**
(職長・安全衛生責任者教育修了証の写しを修了年月日が分かるように、**A4用紙にコピーすること。**)
- (5) 厚生労働省認定コンクリート等切断穿孔技士の**合格証書**又は、**IDカードの写し**
(厚生労働省認定コンクリート等切断穿孔技士の**合格証書をA4サイズに縮小コピー**又は、**IDカードの写しをA4用紙にコピーすること。**)
- (6) 写真票
(写真の裏面に氏名を記入の上、1枚は受講申込書に貼付、もう1枚は写真票に貼付すること。)
写真サイズは、**縦3cm×横2,4cm**の**上半身無帽、無背景**で6ヶ月以内に撮影した**カラー写真**とする。
- (7) 受講票用官製ハガキ1枚 (**返信用になりますので受講者名・住所を必ず記載下さい**)

2. 申込方法

- 角2封筒（A4用紙用）に受講申請書等を折らずに入れ、必ず配達記録が残る方法（レターパック、書留、配達記録など）で郵送。
(封筒の前面左下に「**講習申込書 在中**」と明記のこと。)

《送付先》

ダイヤモンド工事業協同組合
〒108-0014
東京都港区芝5-13-16 三田文銭堂ビル3階
TEL03-3454-6990

3. 申込期限

2020年8月14日（金）（当日消印有効）

4. 受講料

受講手数料：38,500円（消費税込み）

（受講手数料には、受講費・教材費が含まれます）

（注）受講料納入後の受講辞退または欠席等の場合でも返金は致しません。

5. 受講料振込先

「振込先」 ・みずほ銀行 芝支店 （普）2459700

・郵便局（自動機） 10020-49275471

「口座名」 ダイヤモンド工事業協同組合

※振込手数料は自己負担でお願いします。

6. 受講票の送付

受講申込をされた方には、受講資格および受講料入金確認後、受講者へ「受講票」を送付。

7. 宿泊について

各自にて予約等をお願いいたします。

8. 各問い合わせ先

ダイヤモンド工事業協同組合

〒108-0014 東京都港区芝5-13-16 三田文銭堂ビル2階

TEL：03-3454-6990

FAX：03-3454-6991

Ⅲ 受講資格の審査

- ・ **受講資格が認められた者には、受講票**を送付いたします。
（受講資格を確認後、随時送付）
- ・ 定員超過後の申込者には、定員超過の旨の通知と申込書類、受講手数料（振込手数料控除）を返却いたします。
- ・ 受講資格審査で**受講を認められなかった者には、その旨の通知と申込書類、審査手数料（3,000円）を差し引いた受講手数料を返却いたします。**

IV 登録切断穿孔基幹技能者講習修了証の交付

経営事項審査における加点評価の対象となる登録切断穿孔基幹技能者になるには、次の2つの要件を満たし「登録切断穿孔基幹技能者講習修了証」（以下「修了証」）の交付を受けること。

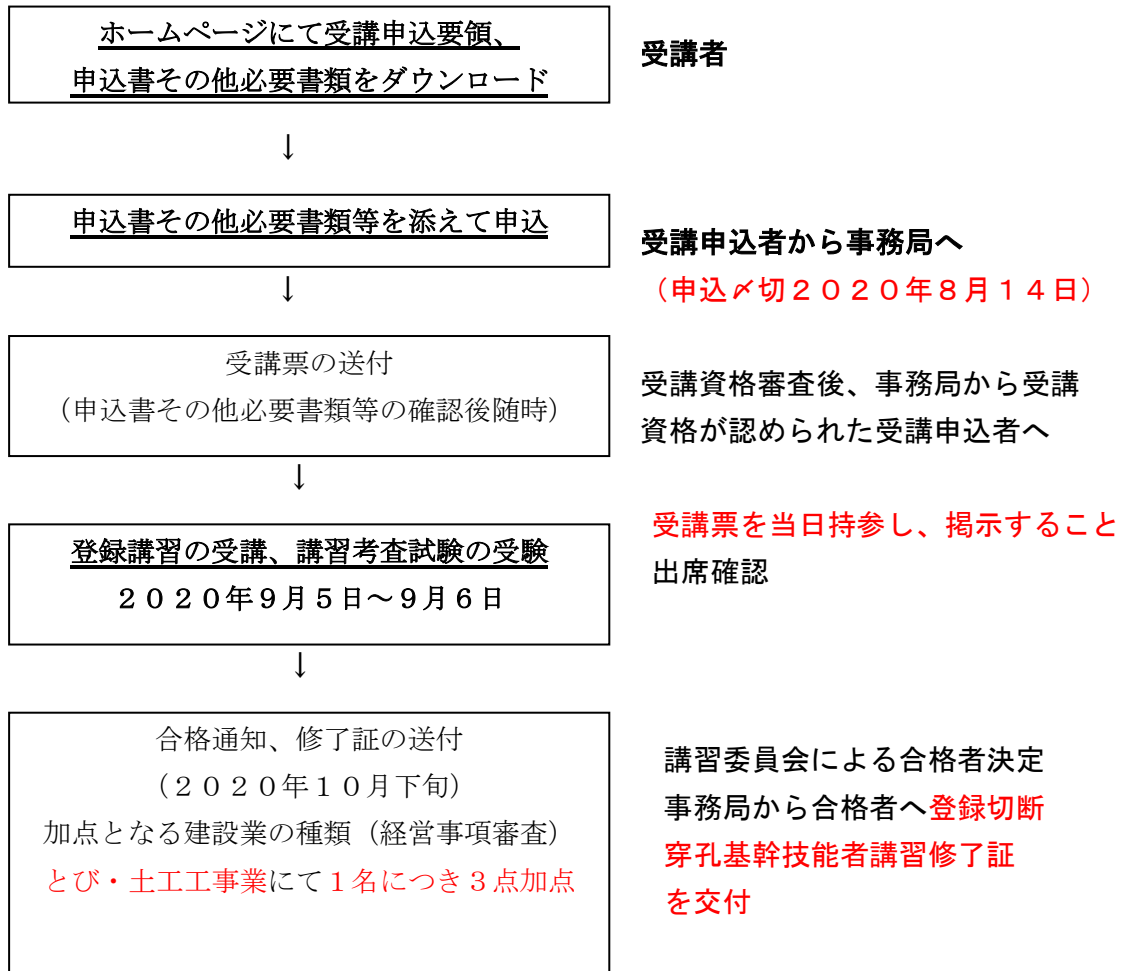
- ① 「登録講習」において原則として**全ての講義を受講**すること
- ② 「登録講習」最終日の**講習考査試験に合格**すること

「登録講習」における講義の受講状況と講習考査試験の結果に基づき、「登録切断穿孔基幹技能者講習委員会」において審査を行い、修了証が交付されます。

登録講習の受講申込から修了証の交付まで

受講申込から修了証の交付までは、下記のフローによる手続きとなります。

(太字アンダーライン部分が受講者の手続き)



講習考査試験で不合格となった者は、不合格となった年度の翌々年度まで、講習考査を2回まで限度として再受験することができます。

V 個人情報保護について

1. 法令等の遵守

ダイヤモンド工事業協同組合は、登録切断穿孔基幹技能者の個人情報を取り扱うにあたり、個人情報保護に関する法令等を遵守します。

2. 利用目的

利用目的は次の通りです。

- (1) 登録切断穿孔基幹技能者講習申込の資格審査および個人認証のため
- (2) 登録切断穿孔基幹技能者に切断穿孔工事等に関連した情報を提供するため
- (3) 登録切断穿孔基幹技能者
- (4) 資格制度に関するデータベースのため
- (5) 登録切断穿孔基幹技能者の登録データベースとして規則による公表のため
- (6) 個人情報を統計的に集計・分析し、個人を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため

3. 適正な個人情報の取得

登録切断穿孔基幹技能者の個人情報を、偽りその他不正の手段で取得することはいたしません。

4. 第三者への提供

次の場合を除き、個人情報を第三者に提供することはいたしません。

- (1) 登録切断穿孔基幹技能者よりあらかじめ同意を得ている会社に提供する場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、登録切断穿孔基幹技能者の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、登録切断穿孔基幹技能者の同意を得ることが困難であるとき
- (5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、登録切断穿孔基幹技能者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

5. 安全管理

取扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止、その他の安全管理のための必要かつ適切な措置を講じます。